

予防関係の標準処理期間

法令名	根拠条項	許認可等の概要	標準処理期間
消防法	8の2の3	防火対象物点検報告制度の特例認定	30日
	36-1において準用する8の2の3	防災管理点検報告制度の特例認定	30日
鳥取県東部広域行政管理組合火災条例施行規則	3	喫煙等の禁止行為の解除承認	5日

注 標準処理期間は、申請が担当部署に到着した日の翌日から起算して通常要する処分する日までの期間とする。ただし、次の期間については、標準処理期間に算入しない。

- (1) 鳥取県東部広域行政管理組合の休日を守る条例（平成元年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）において準用する鳥取市の休日を守る条例（平成元年鳥取市条例第2条）第1条に定める休日
- (2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数

申請に対する審査基準及び標準処理期間（消防法）

鳥取県東部消防局

第8条の2の3 [防火対象物点検報告制度の特例認定]	
法 文	<p>消防長又は消防署長は、前条第1項の防火対象物であって次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。 2 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> イ 過去3年以内において第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。 ロ 過去3年以内において第6項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。 ハ 過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。 ニ 過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。 3 前項に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。
処分権者	消防署長
担当部署・連絡先	各消防署予防係（連絡先は別紙1のとおり）
標準処理期間	30日

[審査基準]

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の3、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第4条の2の6、第4条の2の8、防火対象物点検・防災管理点検の特例認定に関する事務処理要綱（令和3年11月1日施行）及びその他関係通知等及び行政実例による。

申請に対する審査基準及び標準処理期間（消防法）

鳥取県東部消防局

第36条第1項	[防災管理点検報告制度の特例認定]
条 文	<p>消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2の3</p> <p>消防長又は消防署長は、前条第1項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。2 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。<ol style="list-style-type: none">イ 過去3年以内において第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。ロ 過去3年以内において第6項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。ハ 過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。ニ 過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。

条 文	3 前項に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。	
処分権者	消防署長	
担当部署・連絡先	各消防署予防係（連絡先は別紙1のとおり）	
標準処理期間	30日	
<p>[審査基準]</p> <p>消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2の3、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第51条の14、第51条の16、防火対象物点検・防災管理点検の特例認定に関する事務処理要綱（令和3年11月1日施行）及びその他関係通知等及び行政実例による。</p>		

申請に対する審査基準及び標準処理期間
(鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例施行規則)

鳥取県東部消防局

第3条 [喫煙等の禁止行為の解除承認]	
法 文	条例第23条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、当該行為を行おうとする日の5日前までに、喫煙等解除承認申請書(様式第1号)を消防局長又は消防署長に提出しなければならない。
処分権者	消防局長、消防署長
担当部署・連絡先	消防局予防課予防係・(0857) 23-2460 各消防署予防係(連絡先は別紙1のとおり)
標準処理期間	5日
[審査基準] 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例(昭和53年5月1日鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号)第23条、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例施行規則(昭和53年5月1日鳥取県東部広域行政管理組合規則第22号)第2条、第2条の2、第3条及びその他関係通知等及び行政実例による。	

鳥取消防署

〒680-0864

住所：鳥取県鳥取市吉成 640 番地の 1

電話番号：0857-22-0119

FAX 番号：0857-26-9407

Email：tottori@tottori-tobushobo.jp

湖山消防署

〒680-0941

住所：鳥取県鳥取市湖山町北四丁目 103 番地

電話番号：0857-31-0119

FAX 番号：0857-28-4493

Email：koyama@tottori-tobushobo.jp

岩美消防署

〒681-0051

住所：鳥取県岩美郡岩美町大字河崎 272 の 3 番地

電話番号：0857-73-0119

FAX 番号：0857-72-0048

Email：iwami@tottori-tobushobo.jp

八頭消防署

〒680-1211

住所：鳥取県鳥取市河原町山手 48 番地

電話番号：0858-85-1211

FAX 番号：0858-85-1699

Email：yazu@tottori-tobushobo.jp

気高消防署

〒689-0332

住所：鳥取県鳥取市気高町勝見 436 番地

電話番号：0857-82-2211

FAX 番号：0857-82-2479

Email：ketaka@tottori-tobushobo.jp